

松江市告示第 314 号

松江市文化財保護条例（平成 17 年松江市条例第 173 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の
1 件を松江市指定文化財に指定したので、同条例第 6 条の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁



記

1 大庭向山古墳

- | | |
|---------------|---|
| (1) 種 別 | 記念物（史跡） |
| (2) 名 称 | 大庭向山古墳 |
| (3) 員 数 | 一基 |
| (4) 時 代 | 古墳時代後期～終末期（6 世紀末～7 世紀初頭） |
| (5) 指 定 面 積 | 1306.79 m ² |
| (6) 指 定 年 月 日 | 令和 8 年 8 月 21 日 |
| (7) 所 在 の 場 所 | 松江市古志原六丁目 1592 番 18、1786 番 2、1786 番 8、1786 番 10、
1786 番 11 |
| (8) 所 有 者 | 中島 茂、中島 登美子 |